



鳥取県公報

平成 19 年 10 月 26 日(金)
第 7 9 3 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (893) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (894) (〃) 2
	生活保護法による居宅介護事業の廃止の届出 (895) (〃) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (896) (経済政策課) 3
	保安林の指定予定 (897) (森林保全課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (898~900) (〃) 4
	土地改良区の役員の就退任 (901) (東部総合事務所農林局) 6
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (11) 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2件) (管財課) 9
	一般競争入札の実施 (空港港湾課) 14
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 16

告 示

鳥取県告示第 893 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマト	東伯郡北栄町弓原340-1	訪問介護	平成19年10月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマト	東伯郡北栄町弓原340-1	介護予防訪問介護	平成19年10月1日

鳥取県告示第 894 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目5-1	居宅介護支援センター仁風荘ぎほう	米子市義方町1-15	平成19年9月1日

鳥取県告示第 895 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂 1247-1	社会福祉法人日野町社会福祉協議会指定通所介護事業所	日野郡日野町根雨 899-1	平成 19 年 9 月 30 日
〃	〃	社会福祉法人日野町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	〃	〃

鳥取県告示第 896 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取ショッピングシティ
鳥取市天神町1ほか
- 2 変更する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(1) 出入口の数 変更前 3か所
変更後 4か所
(2) 位置 6の書類に記載のとおり
- 3 変更年月日
平成 19 年 10 月 11 日
- 4 変更する理由
来客の利便性向上のため
- 5 届出年月日
平成 19 年 10 月 9 日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成 19 年 10 月 26 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
鳥取市尚徳町 116
鳥取市経済観光部産業振興課
- 9 意見書の提出
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議

所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 897 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町神福字石ヶ原1789の5、1789の6
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 898 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町安井宿字師々舞岩1215、字瀧ヶ鳴1216、新興寺字平提688の1、字足谷689、690の1、690の2、691、字古カネ坂692、字小矢場693、字五ツズリ694、695、字ホウキガナル696、字姉ヶ谷697、字唐人畑ヶ698、字古山ノ上ミ699、字大瀧700の1、700の2、701、字蛇波見702の1、702の2、字小穂須賀谷703の1から703の3まで、字大ヒラ704の1、字北谷705の1、705の2、字東谷706、707、字栃木谷708、709の1、709の2、字本谷河原710の1、710の3から710の5まで、字落田畑711の1、711の2、712、字五組谷713の1、字高畑山714の1、字白石谷715、716の1から716の4まで、717の1から717の3まで、718、徳丸字中磯尾谷1759の1から1759の91まで、1759の95から1759の109まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 899 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字地藏堂1191の1、1191の3から1191の75まで、字栗尾坂1195の1から1195の14まで、字小蛇山1200の1、1200の2、字ムカコ谷1203の1、1203の2、字西山ノ神1204の1、1204の2(次の図に示す部分に限る。)、1204の3、1204の4、1204の5(次の図に示す部分に限る。)、1204の6から1204の11まで、1204の12・1204の13(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1204の14から1204の39まで、1204の40(次の図に示す部分に限る。)、1204の41、字馬場ノ西1207の2、1207の7から1207の14まで、字細越ノ一1210の1、1210の2、1210の4から1210の89まで、字細越ノ二1211の1、1211の2、字細越ノ三1215の1から1215の25まで、字妙見谷1220から1224まで、1226の1、1226の70、1226の71、1226の75、1226の77

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 900 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字野井倉字中峯 3 の 1、4 から 8 まで、9 の 1、9 の 2、10 の 1、10 の 3、10 の 4、10 の 6、11 の 1、11 の 3、12、13 の 1、字一向平ル 688 の 2 から 688 の 21 まで、688 の 25、688 の 26、688 の 140、688 の 142、688 の 145、688 の 236、688 の 238、688 の 240、688 の 242、688 の 244、大字別宮字地貝谷口南平ラ 60、字権現谷 64 から 69 まで、字権現谷口南見平ラ 70 から 75 まで、77、78、字湯ノ谷 79 から 91 まで、字栃木谷 93 の 1、94 から 96 まで、字小谷 97 の 1、98 の 1、字クルビ谷 99 の 1、字平林 100 の 1、101 の 1、102 の 1、103 の 1、108、109、字暮見谷 110 の 1、110 の 59、110 の 60、110 の 62 から 110 の 118 まで、110 の 145、110 の 147、110 の 158、110 の 163、110 の 165、110 の 171、110 の 173、110 の 184、110 の 192、111 の 1 から 111 の 33 まで、111 の 35、111 の 36、111 の 40、111 の 43、111 の 46、111 の 48、112 の 1 から 112 の 23 まで、112 の 25、112 の 27、112 の 28、112 の 34、112 の 36、112 の 38、112 の 40、112 の 41、112 の 43、112 の 44、112 の 47、112 の 49、112 の 52、112 の 55、113 の 1 から 113 の 30 まで、113 の 32、113 の 34、113 の 38 から 113 の 40 まで、113 の 43、113 の 44、113 の 47、113 の 50、113 の 52、113 の 54、113 の 56、113 の 57、字後井滝 123 から 127 まで、字前井滝平ル林 137、大字三本杉字山川谷西平 1757 の 1、1757 の 8 から 1757 の 148 まで、字宮谷 1765 の 1、1765 の 6 から 1765 の 9 まで、1766 の 1 から 1766 の 5 まで、1766 の 14、1766 の 27、1766 の 46 から 1766 の 48 まで、1766 の 50 から 1766 の 94 まで、1767 の 1、1767 の 5、1767 の 13、1767 の 26、1767 の 33 から 1767 の 58 まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 901 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

退任した役員の氏名及び住所

理 事 森 田 秋 由 鳥取市佐治町大字大井 94-4

平成 17 年 10 月 11 日退任

退任した役員の氏名及び住所

理 事 南 條 明 治 鳥取市佐治町大字栃原 133

平成 18 年 5 月 18 日退任

退任した役員の氏名及び住所

理 事 竹 内 義 孝 鳥取市佐治町大字刈地 260

平成18年10月9日退任

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 達 夫	鳥取市佐治町大字加茂675
〃	茂 上 明 之	鳥取市佐治町大字津野240
〃	西 尾 文 雄	鳥取市佐治町大字津無66
〃	中 島 早 夫	鳥取市佐治町大字古市186-1
〃	藤 岡 重 勝	鳥取市佐治町大字葛谷137-2
〃	谷 本 善 太 郎	鳥取市佐治町大字森坪41
〃	山 根 兵 太 郎	鳥取市佐治町大字大井201
〃	山 下 徳 太 郎	鳥取市佐治町大字森坪207-1
〃	小 谷 稜 男	鳥取市佐治町大字加瀬木344
〃	谷 上 學	鳥取市佐治町大字余戸556
〃	西 尾 憲 一	鳥取市佐治町大字加瀬木1334
〃	中 谷 禎 治	鳥取市佐治町大字高山56
〃	上 田 英 二	鳥取市佐治町大字高山465
〃	森 田 泰 男	鳥取市佐治町大字大井613-1
監 事	下 石 讓	鳥取市佐治町大字畑238
〃	中 谷 公 明	鳥取市佐治町大字高山216-3
〃	茂 上 博 明	鳥取市佐治町大字津野239

平成19年8月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 達 夫	鳥取市佐治町大字加茂675
〃	茂 上 明 之	鳥取市佐治町大字津野240
〃	奥 田 博 美	鳥取市佐治町大字津無360
〃	中 島 早 夫	鳥取市佐治町大字古市186-1
〃	藤 岡 重 勝	鳥取市佐治町大字葛谷137-2
〃	谷 本 善 太 郎	鳥取市佐治町大字森坪41
〃	長 谷 修 司	鳥取市佐治町大字古市241
〃	山 下 徳 太 郎	鳥取市佐治町大字森坪207-1
〃	森 田 広 史	鳥取市佐治町大字大井110
〃	松 岡 弘 志	鳥取市佐治町大字刈地251
〃	光 浪 則 敬	鳥取市佐治町大字尾際620
〃	谷 上 學	鳥取市佐治町大字余戸556
〃	西 尾 憲 一	鳥取市佐治町大字加瀬木1334
〃	中 谷 禎 治	鳥取市佐治町大字高山56
〃	上 田 英 二	鳥取市佐治町大字高山465
〃	中 谷 豊 昌	鳥取市佐治町大字高山79
〃	小 谷 稜 男	鳥取市佐治町大字加瀬木344
監 事	下 石 讓	鳥取市佐治町大字畑238
〃	中 谷 公 明	鳥取市佐治町大字高山216-3
〃	茂 上 博 明	鳥取市佐治町大字津野239

平成19年8月31日就任 任期3年

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 11 号

平成 19 年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) 日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続するすべての用水路	(6) <u>日野郡</u> 日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続するすべての用水路
(7) 日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流	(7) <u>日野郡</u> 日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
(8)～(13) 略	(8)～(13) 略
<u>(14) 江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続するすべての用水路</u>	
<u>(15) 略</u>	(14) 略
<u>(16) 略</u>	(15) 略
<u>(17) 略</u>	(16) 略
<u>(18) 略</u>	(17) 略
<u>(19) 略</u>	(18) 略
<u>(20) 略</u>	(19) 略
<u>(21) 略</u>	(20) 略
<u>(22) 略</u>	(21) 略
<u>(23) 略</u>	(22) 略
<u>(24) 略</u>	(23) 略
<u>(25) 略</u>	(24) 略
<u>(26) 略</u>	(25) 略
<u>(27) 略</u>	(26) 略
<u>(28) 略</u>	(27) 略
<u>(29) 略</u>	(28) 略
<u>(30) 略</u>	(29) 略
<u>(31) 略</u>	(30) 略
<u>(32) 略</u>	(31) 略
<u>(33) 略</u>	(32) 略
<u>(34) 略</u>	(33) 略

(35) 略
(36) 略
(37) 略
(38) 略
(39) 略
(40) 略

(34) 略
(35) 略
(36) 略
(37) 略
(38) 略
(39) 略

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁舎で使用する県内通話サービス及び携帯電話への通話サービスの供給

供給期間（13ヶ月）中の使用予定通話時間

市内通話 976,900分

市外通話（鳥取県内に限る。） 1,022,500分

携帯電話への通話 143,900分

※ 供給期間（13ヶ月）中の使用予定通話時間は、平成18年4月から平成19年3月までの間に、鳥取県庁舎から通話した際の通話時間を基に算出したものである。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成20年1月1日から平成21年1月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎

(5) 入札書の記入方法等

入札書には、入札説明書に記載する方法に従って算出した通話種別ごとの割引後の通話料金の13ヶ月分の合計金額を記載すること。

なお、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

おって、7に示すとおり、本件調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の

資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者(営業内容に通信サービスに類する内容が登録されている者に限る。)であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年11月6日(火)午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当に提出すること。

- (3) 平成19年10月26日(金)から同年11月27日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定による総務大臣の登録を受けている者であること。
- (5) 災害時に優先的に通話が可能な電話(災害時優先電話)を確保できる者であること。
- (6) 1の(3)の供給期間中、確実に安定したサービスの供給ができる者であること。
- (7) 次に示す通話種別毎の通話料金単価を上回らない料金単価(割引後の金額とする。)を提示できる者であること。

市内通話 3分当たり 7.225円

市外通話(鳥取県内に限る。) 1分当たり 6.0円

携帯電話への通話 1分当たり 17.0円

なお、上記の金額に消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課施設係 電話 0857-26-7773

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成19年10月26日(金)から同年11月8日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kanzai/>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成19年10月26日(金)から同年11月8日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年11月27日(火)午後1時30分

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 営繕入札室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年11月8日(木)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札の中止

入札に参加する者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

(4) 契約書作成の要否等

要。

なお、契約は入札説明書に示すところにより提出された内訳計算書に記載された通話種別ごとの通話料金単価と割引率とする。

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁舎で使用する I P 電話サービスの供給

V o I Pゲートウェイ 一式

供給期間（13ヶ月）中の使用予定通話時間

市外通話（鳥取県外に限る。） 278,000分

国際通話 17,200分

※ 供給期間（13ヶ月）中の使用予定通話時間は、平成19年1月から同年9月までの間に、鳥取県庁舎からI P電話を使用して通話した際の通話時間を基に算出したものである。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成20年1月1日から平成21年1月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎

(5) 入札書の記入方法等

入札書には、入札説明書に記載する方法に従って計算した初期導入費用、月額固定料金及び通話料金の13ヶ月分の合計金額を記載すること。

なお、入札金額は消費税及び地方消費税を考慮した金額を記載することとし、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額も明記すること。

おつて、7に示すとおり、本件調達は単価契約を含む契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者（営業内容に通信サービスに類する内容が登録されている者に限る。）であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年11月6日（火）午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当に提出すること。

(3) 平成19年10月26日（金）から同年11月27日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による総務大臣の登録を受けている者であつて、I P電話（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号及び第10条第2号の規定により番号が割り当てられたものに限る。）を運営するものであること。

(5) 1の(3)の供給期間中、確実に安定したサービスの供給ができる者であること。

(6) 次に示す通話種別毎の通話料金単価を上回らない料金単価を提示できる者であること。

市外通話（鳥取県外に限る。） 3分当たり 8円

国際通話（韓国に限る。） 1分当たり 30円

なお、上記の金額に消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課施設係 電話 0857-26-7773

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成19年10月26日（金）から同年11月8日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kanzai/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成19年10月26日（金）から同年11月8日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年11月27日（火）午後2時

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 営繕入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年11月8日（木）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で見積もった金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で見積もった金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札の中止

入札に参加する者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

(4) 契約書作成の要否等

要。

なお、契約は入札説明書に示すところにより提出された内訳計算書に記載された初期導入費用、月額固定料金及び通話種別ごとの通話料金単価とする。

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取港廃棄物処理業務委託（2 工区） 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成 19 年 11 月 21 日から平成 20 年 3 月 21 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の廃棄物処理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 11 月 2 日（金）午後 4 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物に係る収集運搬に係る業の許可を受けている者であること。

(4) 重量物の処理に必要な重機類の調達及び集積等の労務の提供が可能であり、かつ、休日夜間でも対応可能な者であること。

- (5) 鳥取県東部総合事務所県土整備局の所管する管内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (6) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体が発注した本件業務と同種の業務を履行した実績を有していること。
- (7) 平成 19 年 10 月 26 日（金）から同年 11 月 9 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) 平成 19 年 10 月 26 日（金）から同年 11 月 9 日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県鳥取港湾事務所

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0906 鳥取市港町 8

鳥取県鳥取港湾事務所管理係（海友館 2 階）

電話 0857-28-5998（直通）

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431, 7432 又は 7433

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成 19 年 10 月 26 日（金）から同年 11 月 9 日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時期

平成 19 年 10 月 26 日（金）から同年 11 月 9 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 設計書の閲覧の方法

平成 19 年 10 月 26 日（金）から同年 11 月 9 日（金）までの日（休日等を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間、(1)の場所で設計書を閲覧に供する。

- (5) 入札説明会の有無

無

- (6) 郵便等による入札

不可とする。

- (7) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 11 月 19 日（月）午後 1 時 30 分

鳥取県鳥取港湾事務所（海友館 2 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書

類を、4の(1)の場所に平成19年11月9日(金)午後4時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明及び補足資料の提出を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

- ア 東部地区納入分 県立学校プロジェクター賃貸借 267 台
- イ 中部地区納入分 県立学校プロジェクター賃貸借 76 台
- ウ 西部地区納入分 県立学校プロジェクター賃貸借 262 台

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

平成 20 年 3 月 31 日 (月)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

(1)のアからウまでの区分ごとに入札を行うので、入札金額は、当該入札に係る区分に掲げる物品に係る 1 月当たりの賃借料 (保守料を含む。) の合計額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額 (以下「入札見積金額」という。) の 105 の 100 に相当する額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 19 年 10 月 26 日 (金) から同年 12 月 7 日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号) 第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成 19 年 10 月 26 日 (金) から同年 12 月 7 日 (金) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成 18 年鳥取県告示第 841 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格 (以下「競争入札参加資格」という。) を有するとともに、その資格区分が文具・事務用機器類の事務・OA 機器及びリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成 19 年 11 月 5 日 (月) 午後 4 時まで 4 の (2) の場所に提出すること。

オ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ この競争入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。
- イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。
- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、この競争入札において単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7698

電子メールアドレス kyouikukankyoushou@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 19 年 10 月 26 日(金)から同年 11 月 16 日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に(1)の場所で交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 次のとおりとする。(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、平成 19 年 12 月 6 日(木)午後 5 時までとする。)

(ア) 東部地区納入分 平成 19 年 12 月 7 日(金) 午前 10 時 10 分

(イ) 中部地区納入分 平成 19 年 12 月 7 日(金) 午前 10 時 20 分

(ウ) 西部地区納入分 平成 19 年 12 月 7 日(金) 午前 10 時 30 分

イ 場所 鳥取県庁第 2 教育会議室(鳥取県庁第 2 庁舎 5 階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成 19 年 11 月 16 日(金)午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に 84 月を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもつ

て入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 84 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

- ・Lease and maintenance projector 267 set
- ・Lease and maintenance projector 76 set
- ・Lease and maintenance projector 262 set

(2) Time—limit for submission of documents for qualification confirmation:5:00PM. 16, November, 2007

(3) Time—limit for submission of tenders :

- ・10:10AM. 7, December, 2007
- ・10:20AM. 7, December, 2007
- ・10:30AM. 7, December, 2007

(Time—limit for submission of tenders by registered mail:5:00PM, 6, December, 2007)

(4) Contact Point for the notice : Board of Education Educational environment Division Tottori Prefectural Government 1—271, Higashi—machi, Tottori—shi 680—8570 Japan

TEL : 0857—26—7698